平成２３年（フ）第６６１５号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目12番19号
債務者　兼子　典緒
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６６７号
大阪市住之江区御崎７丁目１番１―404号
債務者　穐原　峰雪
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６６９号
大阪府吹田市千里山西６丁目８番30号
債務者　下原　正行
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６７２号
大阪府八尾市山本高安町２丁目13番45―121号
債務者　槇山晋一郎
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６７４号
大阪府高槻市塚脇１丁目33番15号
債務者　森下　昌大
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６７７号
大阪市東淀川区大桐３丁目15番７号　大桐小谷マンション201号
債務者　太田沙織こと　**鄭**　　沙織
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９号
島根県出雲市塩冶町913番地　めぞん一刻館204
債務者　西尾　　淳
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４３０号
静岡県浜松市中区和合町936番地の692　プレスティージュノール103号
債務者　金井　健二
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
愛知県豊橋市江島町40番地の28
債務者　光部麻美子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２７９号
愛知県蒲郡市金平町荒木14番地１
債務者　荻原　　淳
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２８０号
愛知県蒲郡市金平町荒木14番地１
債務者　荻原　栄子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４２１号
川崎市川崎区元木２丁目１番11号　グレース新興801
債務者　酒巻三九次
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７７号
川崎市麻生区細山７丁目10番19号、住民票上の住所東京都町田市玉川学園２丁目17番16―104号
債務者　中村　稔子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８３号
川崎市宮前区菅生ケ丘32番２―309号、前住所川崎市多摩区長沢３丁目12番１―403号　第１向山マンション
債務者　村田奈緒美（旧姓佐竹）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８４号
川崎市幸区南加瀬５丁目28番11号　レオパレス南加瀬103、前住所岩手県宮古市近内第12地割６番地19
債務者　池田　和枝（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８８号
川崎市高津区諏訪２丁目11番５号　第一寿荘102、前住所千葉県市原市上高根1292番地44
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係